

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津南町長 桑原 悠

市町村名 (市町村コード)	津南町 (15482)
地域名 (地域内農業集落名)	津南町 (下船渡本村、上段、十二ノ木、卯之木、駒返、割野、大割野、陣場下、正面、貝坂、朴ノ木坂、越渡、米原、樽田、押付、小島、巻下、外丸本村、辰ノ口、鹿渡、鹿渡新田、大井平、亀岡、今井、子種、中子、逆巻、宮野原、朴木沢、小池、下加用、上加用、百ノ木、出浦、烏帽子、前子、羽倉、越手、寺石、足滝、穴山、上田小池、上野、田中、菅沼、城原、相吉、岡、谷内、赤沢、反里、小下里、芦ヶ崎、石坂、秋成、反里口、太田新田、見玉、穴藤、見倉清水川原、逆巻、結東、前倉、大赤沢、横根、大谷内、上日出山、下日出山、谷上、中深見本村、船山、船山新田、源内山、堂平、豊郷、美穂、所平、大場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

津南町は農業が基幹産業であり、豊富な雪解け水と昼夜の寒暖差、ほ場の標高差を活かした魚沼コシヒカリをはじめ、国営苗場山麓農地開発事業で整備した河岸段丘地帯を中心に、アスパラガス、ニンジン、スイートコーン、ユリ切り花などの一大産地を形成しており、米と園芸を組み合わせた複合経営が展開されている。

特に、春にんじんは「津南の雪下にんじん」としてGI認証を取得した他、ユリ切り花は「雪美人」ブランドとして高い評価を得るなど、付加価値向上にも取り組んでおり、生産者の所得確保につながっている。

しかし近年、稲作はもとより園芸においても高齢化に伴う農業者の減少が進んでおり、将来にわたる継続的な地域農業を維持していくためには、法人を中心とした担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、後継者や新規就農者の確保を一層強化し、法人と個別農業者が互いに力を発揮しながら農地を守っていく営農体制が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

主力ブランドである魚沼コシヒカリの高品質・安定生産を維持しながら、高い評価を得ているアスパラガスやニンジン、スイートコーン、ユリ切り花などの高収益園芸作物との複合経営を一層推進し、農業所得の向上を図る。

また、法人を中心とした経営体に対する農地の集積・集約化を進め、大規模経営に対応した生産効率の向上を図るとともに、スマート農業やデジタル管理の導入により、低コスト・省力生産と生産性向上の両立を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,144 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,463 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人を中心とした担い手への農地の集積・集約化を進め、農業委員や農地利用最適化推進委員等と調整しながら団地面積の拡大を目指す。 また、ほ場整備実施地区においては、土地改良区との連携の中で、担い手が効率的に生産を行えるよう、ほ場の連担化に配慮した換地計画の作成と、これに基づく農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地交換に当たっては、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地利用の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、中山間地域農業農村総合整備事業及び経営体育成基盤整備事業(機構関連型)を活用して農地の大区画化や汎用化等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農家子弟以外の移住者や地域外からも広く参入者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、各種補助制度も活用しながら担い手の受け入れ態勢を整備する。 また、定年退職後に本格的に農業に取り組む新規就農者や企業参入など、多様な経営体の確保・育成に取り組むことで地域農業の維持を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や機械投資の軽減を図るため、必要に応じて農業法人等に農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①情報通信網(LPWA)を整備し、有害鳥獣の捕獲や電気柵の通電状況の確認に活用するなど、効果的な鳥獣被害の防止に努める。
- ②技術実証等により減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培の横展開を図るとともに、消費者や流通業者を巻き込んだ環境保全型農業の理解促進と流通・消費拡大を目指す。
- ③ほ場整備による大区画後の農業経営においてスマート農業を導入し、生産性の向上と省力化の両立を図る。
- ⑤特産品であるアスパラガスや雪下にんじん、スイートコーンやユリなど、高収益作物の生産拡大とブランド化を進める。
- ⑦水路・農道等の共有管理資源について、多面的機能支払交付金を活用するなど、農業者と地域住民が協力しながら適切な保全管理を進める。